

岐阜県内市町村等の空き店舗支援制度一覧

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
岐阜市 【問合せ】 商工課 058-214-2360 (直通)	◆岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業 ○対象者 商店街団体に加入し、商店街振興組合連合会 又は商店街振興組合から推薦を受けた者。 ○対象事業 空き店舗を活用して行う、小売業、サービス 業、飲食業等の商店街の活性化及びにぎわ いの創出につながる事業。	【空き店舗への出店(1,000 m²未満)】 ○補助率:1年目 1/3 以内。 2年目 1/4 以内。 3年目 1/6 以内。 ○限度額:60万円/年。 ○期 間:最長3年間。 【大型空き店舗がある施設へ の出店(入居施設の空いて いる部分が1,000 m²以上)】 ○補助率:1~3年目:1/3 以 内。 ○限度額:300万円/年。 ○期 間:最長3年間。	【空き店舗への出店(1,000 m²未満)】 初期費用(改装費、広告宣 伝費、印刷製本費、開店イ ベント費等)を補助。 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:100万円。 (改装費 50万円、改装費 以外 50万円) ○期 間:最長1年間。	【大型空き店舗があ る施設への出店(入 居施設の空いている 部分が1,000 m²以 上)】の施設整備助 成は対象外。
【問合せ】 商工課 058-214-2771 (直通)	◆岐阜市中小企業融資制度 岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成 30 年 3 月 23 日内閣総理大臣認定)の区域内にお いて、卸売業、小売業及びサービス業の店舗又 は事業所を新たに設置して事業を行うために岐 阜市中小企業融資制度資金を借り入れる場合。			○信用保証料を岐阜 市が補填。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
大垣市 【問合せ】 商工観光課 0584-81-4111 内線 2513	◆大垣市商工業振興事業補助金 中心市街地個店魅力アップ事業 中心市街地の個店等の通りに面した部分の改装費(店舗外装の改装費、シースルーシャッターの設置費、シャッターアートに係るペンキ・ハケ等の材料費等)及び店舗内装(1階部分に限る)の改装費。		○補助率:1/2 以内。 ○限度額:50 万円。	
	中心市街地リフレッシュサポート事業 中心市街地の過去6か月間補助対象となっていない空き店舗の1階に出店し、賑わいを創出できる商業施設等。	【大垣駅通りへの出店】 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:4 万円/月。 ○期 間:12 か月を限度。 【その他対象区域への出店】 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:2 万円/月。 ○期 間:12 か月を限度。	【大垣駅通りへの出店】 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:70 万円。 【その他対象区域への出店】 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:50 万円。	
	中心市街地リノベーション推進事業 中心市街地の新たな価値の創造を目的に、遊休物件をリノベーションする事業を実施するために必要な経費。		○補助率:補助対象経費から国・県等の補助金を差し引いた額の1/2 以内。 ○限度額:80 万円。	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>◆大垣市スタートアップ支援事業補助金</p> <p>○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をする者。</p> <p>○補助対象経費 創業又は第二創業をするうえで必要な事業経費。</p>		<p>○補助率:補助対象経費(税抜金額)の1/2以内。</p> <p>○限度額:30万円。</p>	
<p>高山市</p> <p>【問合せ】 (株)まちづくり飛騨高山 0577-57-8765 (直通)</p>	<p>◆中心市街地活性化事業補助金(空き店舗対策事業)</p> <p>○対象者 居住地(法人の場合は本社所在地)が高山市内の方で、中心市街地において空き店舗等を借り上げ、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方。(申請者が建物所有者と同一若しくは親族又は雇用関係にあたる場合、申請者が過去に高山市の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がある場合等を除く。)</p> <p>○対象店舗 高山市が定める中心市街地活性化区域内の店舗、事業所等のうち、概ね6月以上使用されなくなっているもので、株式会社まちづくり飛騨高山がその内容を確認したもの。(過去</p>	<p>○補助率:1年目1/2以内。 2年目1/3以内。 3年目1/6以内。</p> <p>○限度額: 1年目120万円/年。 2年目80万円/年。 3年目40万円/年。</p> <p>○期間: 原則1年 最長3年。</p> <p>※補助金の算定の基礎となる賃借料は、月額200千円又は対象店舗面積(m²)に1.5千円/m²を乗じた額のいずれか低い金額が限度。</p>	<p>○対象事業 不特定多数の人に観覧させることを目的とした工房スペースの設置に必要な改修工事。高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づくまちづくりの方針に適合し、中心市街地の活性化につながる改修工事。</p> <p>○補助率:1/3以内。</p> <p>○限度額:45万円。</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>に高山市の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がある者を除く。この場合において関連会社についても同様とする。ただし、業種が異なる場合はこの限りでない。）</p>			
<p>多治見市 【問合せ】 産業観光課 0572-22-1250 (直通)</p>	<p>◆多治見市中心市街地店舗併用住宅分離改装費補助金 ○対象 中心市街地出店促進区域において店舗併用住宅の所有者が行う分離改装に対し交付する。補助対象事業完了後6箇月以内に、分離改装をした部分を用いて出店事業が開業したことを要件に、補助対象経費の3分の2以内、上限は100万円。</p> <p>※中心市街地出店促進区域 多治見市中心市街地活性化基本計画で定めた中心市街地のうち、出店促進に取り組む区域として市長が告示した区域(駅前商店街、ながせ商店街、本町オリベストリート)をいう。</p> <p>※店舗併用住宅 店舗又は事業所等の用途及び住宅の用途のいずれにも供することを目的とした建物</p> <p>※出店事業 小売業、飲食業又はサービス業のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営</p>		<p>○補助率:2/3 以内。 ○限度額:100 万円。</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	業その他中心市街地の活性化にふさわしくない事業を除く ※分離改装 店舗併用住宅を出店事業に係る店舗の用途に供する部分と住宅の用途に供する部分とに分離するために改装又は改築すること			
関市 【問合せ】 商工課 0575-22-3131 内線 1252	◆関市中心市街地活性化総合支援事業補助金（空き店舗活用支援事業） ○対象 中心市街地活性化団体又は事業者が、中心市街地の空き店舗を活用し、店舗及び事務所を設置及び運営する事業。 ○対象区域 本町1丁目 本町2丁目 本町3丁目 本町4丁目 本町5丁目 本町6丁目 本町7丁目 本町8丁目 栄町1丁目 千年町1丁目 大門町1丁目 大門町2丁目 大門町3丁目。	○補助率： 1～12月目 1/3 以内。 13～24月目 1/4 以内。 25～36月目 1/6 以内。 ○限度額：40万円。 ○期 間：原則1年間。（最長3年間。）	○補助率：1/4 以内。 ○限度額：100万円。 ○期間：入居時のみ。	
中津川市 【問合せ】 商業振興課 0573-66-1111 内線 4266	◆中津川市元気都市づくり支援事業費補助金（空き店舗活用支援事業） ○対象事業 市内において、空き店舗（住宅化した物件を含む）を店舗として活用するにあたり必要となる改修費（工事費、設計費等）及び改修と併		○補助率：1/2 以内。 ○限度額：50万円。	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>せて設置する事業用備品購入費。</p> <p>○補助対象者 事業を営もうとする個人又は法人、その他の団体が空き店舗等を借り上げて出店する小売業、飲食サービス業、その他これらに類する事業で、商店街等活性化団体等から推薦を受け、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した中小事業者等。</p> <p>(創業・第二創業支援事業)</p> <p>○対象事業 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をしようとするにあたり必要となる、設備整備費(設計費・工事費・改修費)と併せて設置する備品購入費、宣伝広告費。</p> <p>○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をしようとする小規模企業者で、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成し、少なくとも3年間事業継続する見込みの者。(但し、農業・</p>		<p>○補助率:1/2 以内。</p> <p>○限度額:50 万円。 次に該当する場合は、補助金額を加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性加算:5 万円 ・若年加算:5 万円(当該年度末において満 40 歳未満の者) ・転入加算:10 万円(事業開始とともに中津川市に転入する者) 	<p>※令和2年度～令和6年度までの時限事業。</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>林業・フランチャイズ契約による事業、市長が補助交付に適さないと認める事業は対象外。)</p>			
<p>美濃市</p> <p>【問合せ】 産業課 0575-33-1122 内線 263</p>	<p>◆民間活力創生事業補助金</p> <p>○対象事業 市の商業環境の向上に資すると認められる小売業、飲食店、サービス業を始める事業者。</p> <p>○対象者 ①市内の中心市街地の区域内で、空き店舗等を購入して事業を行うもの ②市内の空き店舗等を新たに購入または賃借して事業を行うもの</p> <p>○対象経費 空き店舗購入時の店舗改修費(工事費、設計費等)。</p>		<p>○補助率 補助対象経費の 1/4 以内</p> <p>○限度額 ①300 万円 ②100 万円</p>	
<p>瑞浪市</p> <p>【問合せ】 商工課 0572-68-2111 内線 499</p>	<p>◆瑞浪市空き店舗等賃貸借推進奨励金</p> <p>○補助対象者 中心市街地(瑞浪市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリア)に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う者へ下記の年数以上空き店舗等を賃貸する者。 ・駅前再整備・再開発推進エリア…1年以上</p>	<p>○補助率: 活用事業者に賃貸した店舗等・店舗等敷地内に係る固定資産税・都市計画税の納付額に相当する額。</p> <p>○限度額:年額10万円。(交</p>		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>・上記以外の中心市街地活性化エリア…5年以上</p> <p>◆瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金</p> <p>○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をする者。</p> <p>○補助対象事業 金融機関等から創業又は第二創業に係る融資(創業資金融資)を受け、当該融資の額が、総事業費の1/3以上である事業。 ただし、常時従事する者がいない事業は対象外。</p> <p>○補助対象経費 創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等(店舗改修や備品購入等)に係る費用。</p>	付期間3年分を上限とする)	<p>○補助率:補助対象経費の1/3以内</p> <p>○限度:500万円。</p>	
<p>【問合せ】 市民協働課 0572-68-2111 内線348</p>	<p>◆瑞浪市空き家・空き地バンク</p> <p>個人又は法人が所有する店舗、工場、事務所及び倉庫のうち、現に活用していない物件をバンクへ登録し、売買等バンク利用希望者への仲介は、市内バンク協力不動産事業者が行う(仲介手数料が必要) 登録物件は、市ホームページ等で公開し、紹介を行う。</p>			バンク利用希望者が、登録物件のうち、店舗、工場、事務所及び倉庫として物件を利用するときは、地域の活性化等に努めるものとする。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
羽島市				※制度なし
恵那市 【問合せ】 商工課 0573-26-2111 内線394	◆商工振興補助金 1 事業拡大支援事業 ○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体。 ○対象事業 ① 改装費用 事業活動を拡大するための店舗・倉庫・駐車場の改装費用。 2 起業支援事業 ○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体。 ○対象事業 事業所・店舗等開設費用。		1 補助率: 対象経費から他の補助金等を控除した額の 1/2 以内。(市外の事業者への発注の場合は 1/4 以内) 1 限度額: ① 限度額 20 万円。 2 補助率: 対象経費から他の補助金等を控除した額の 1/2 以内。(市外の事業者への発注の場合は 1/4 以内) 2 限度額:20 万円。 ※創業支援セミナーを受けた場合、限度額 40 万円。	
美濃加茂市 【問合せ】	◆商店街空き店舗活用事業補助金 ○対象事業 空き店舗の土地又は建物の賃借料。(敷金、	○補助率:1/2 以内。 ○限度額:120 万円/年。		

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
商工観光課 0574-25-2111 内線 262	礼金その他これらに類するものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> ○対象区域 美濃加茂市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域のうち、美濃太田駅周辺及び古井駅周辺地区。 	○期 間:12ヶ月以内。 ○その他: 1施設につき1回を限度。		
内線 251	<p>◆平成姫街道事業起業支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 中山道太田宿区域の空家に事業所を設置 起業予定または、起業して6か月以内、ほか ○対象事業 事業計画が策定されていること 中山道太田宿のにぎわいに貢献すること 3年以上の事業継続がみこまれること 週4日以上が営業が可能であること ※業種の制限あり 	○月額10万円 起業した月から3年間 1年目3/4、 2年目2/4、 3年目1/4以内 (千円未満切捨) 月単位の家賃、敷金礼金は 対象外	○賃借した空き家の改修費 補助限度額100万円 補助率2/3(千円未満切捨) 空き家等において起業する ために必要な改装のうち以 下の部分 ①床、天井、内壁、照明等 の内装工事 ②給排水設備工事 ③空調設備工事 ④電気設備工事	
内線262	<p>◆小規模企業者事業所等整備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者 市内の小規模企業者、市内で新たに創業される方。 ○対象事業 市内の事業所等の新築、増築、改築、修繕等を行う30万円以上の工事。 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者(美濃加茂市に住民登録のあ 		通常の場合 ○補助率:1/2。 (新規創業は2/3。) ○限度額:50万円。 (新規創業は100万円。) 新規創業:今までに事業収入がない方で、特定創業支援等事業を受けた場合	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	る個人)に依頼して行う工事。		○補助率:2/3。	
土岐市 【問合せ】 産業振興課 0572-54-1111 内線 322	<p>◆土岐市創業者家賃補助制度</p> <p>○対象者</p> <p>① 家賃補助 新たに店舗又は事業所用として建物を引き続き1年以上賃借した創業者で、次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <p>② 新たに店舗又は事業所用として建物を引き続き1年以上賃借した創業者で、次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <p>○対象条件</p> <p>① 土岐市認定特定支援事業による支援を受けたことの証明に関する要綱に規定する証明書の発行を受け、創業した者。</p> <p>② ①の者に賃借した者。</p>	<p>①出店者家賃補助</p> <p>○補助率: 月額家賃の30%以内。</p> <p>○限度額:100万円/年。</p> <p>○期 間:最長3年間。</p> <p>○その他:共益費・管理費・駐車場費等は除く。</p> <p>②店舗賃貸借促進補助。</p> <p>○対象: 土地・家屋を貸し付ける方。</p> <p>○補助内容: 対象店舗の土地・家屋の固定資産税(都市計画税を含む)相当額の1/2以内。</p> <p>○期 間:最長3年間。 (新築の場合5年間。)</p>		
各務原市				※制度なし。
可児市				※制度なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
山口市				※制度なし。
瑞穂市				※制度なし
飛騨市				※制度なし
本巣市				※制度なし。
郡上市 【問合せ】 商工課 0575-67-1808 (直通) 内線 1748	<p>◆郡上市空き店舗等活用事業補助金</p> <p>○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人その他の団体。</p> <p>○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業。</p>		<p>○補助率:1/2 以内。</p> <p>○限度額:50 万円。 (ただし予算の範囲内。)</p> <p>※空き店舗等の改修に係る経費。(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限り、建物及び備品の購入費は含まない。)</p>	
下呂市 【問合せ】 商工課 0576-24-2222 内線 163	<p>◆下呂市空き店舗等活用事業補助金</p> <p>○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人及びその他の団体。</p> <p>○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業。</p>	<p>○補助率:1/2 内。</p> <p>○限度額:36 万円/年。 限度額:3 万円/月。</p> <p>○期 間:1 年。</p>	<p>○補助率:1/2 以内。</p> <p>○限度額:10 万円。</p> <p>○対象経費: 空き店舗等の改修に係る経費。(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。)</p>	
海津市 【問合せ】	<p>◆海津市スタートアップ起業支援事業補助金</p> <p>○対象者 海津市内に在住し住民登録されている者。令</p>		<p>○補助率 1/3 以内</p> <p>○上限 30 万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
商工振興・企業誘致課 0584-53-1374 (直通)	和4年4月1日以降に起業しようとする者で、市内に事業所を有すること又は本店所在地として法人登録されること。 ○対象経費 交付決定日から起業の日までに要した経費 ただし下記の経費で合算し、30万円以上であること。 ・設備費 ・マーケティング調査費 ・広告宣伝費 ・起業に必要な官公庁への申請に伴う経費			
岐南町	◆岐南町空き店舗対策事業補助金 ○対象者 ・町内の空き店舗を賃借して出店する個人または法人。 ・賃貸借契約締結後6か月以内であるもの ・岐南町商工会に加入しているもの。 ○対象店舗 町内で6か月以上利用されていない状態が継続している住居以外の物件。	○店舗の1月分の賃貸料。 ※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く。 ○限度額:2万円/月 ○期 間:2年 ※毎月の補助の交付額を縮減し、交付期間を60か月まで延伸することができる。 ※補助金の交付総額は48万円を限度とする。		
笠松町	◆笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金			平成29年4月1日

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
【問合せ】 環境経済課 058-388-1114	○対象者 ・事業を営んでいない、もしくは創業後5年以内の個人及び法人で、町内の空き店舗等を賃借し1日4時間以上かつ1週間のうち5日以上営業時間で開業や会社の設立又は新規事業を行うもの。 ・笠松町商工会に加入しているもの。・事業を行うにあたり、法令及び条例等に違反していないこと。 ○対象店舗 ・過去に店舗、倉庫、工場、事務所として使用されていた施設で3ヶ月以上事業が行われていない状態の建物。 ・新築後3ヶ月以上経過しても使用されていない建物。	○補助対象経費：店舗の1月分の賃借料。 ※敷金、礼金、共益費等家賃に付随する経費を除く。 ○助成金額：1月あたり補助対象経費の1/2以内。(上限額4万円/月) ○助成期間：賃貸借契約開始月又は認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月から最長12月。		施行。
	◆笠松町創業支援事業補助金 ○対象者 ・町内で創業や開業をするもの。 ・笠松町商工会が実施する創業塾セミナーを受講、修了し、「特定創業支援等事業を受けたことの証明」をうけているもの。		○補助対象経費：事業所の開設にかかる初期費用。 ※管理費や運転資金等経常経費を除く。 ○助成金額：補助対象経費の2/3以内。(上限額100万円)	令和5年4月1日施行。
養老町				※制度なし。
垂井町				※制度なし。
関ヶ原町				※制度なし。
神戸町				※制度なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
輪之内町				※制度なし。
安八町				※制度なし。
揖斐川町	<p>◆揖斐川町事業所改修等奨励金</p> <p>○対象者 町内において、創業又は新たな分野へ進出した者で、事業所を建築、改修又は空き家等をリノベーションした者。</p> <p>○対象事業 専ら事業に供するために町内に建築、改修又は空き家等をリノベーションした建築物。</p>		<p>○奨励金の額 交付対象経費の2分の1 新築 上限100万円 改修又はリノベーション 上限 50万円</p>	
大野町				※制度なし。
池田町				※制度なし。
北方町				※制度なし。
坂祝町				※制度なし。
富加町	<p>◆富加町創業支援事業補助金</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で新たに創業する小規模事業者。 ・創業する事業が日本標準産業分類において、次のいずれかに分類される業種であること。 <p>①小売業②飲食サービス業③生活関連サービス業、医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可等を必要とする業種の操業にあつては、当該許認可を受けていること。 		<p>○店舗改修支援事業 補助率 1/2 以内、限度額 50 万円</p>	
川辺町	◆小規模事業者事業所等整備補助金		○補助率:	※重点事業

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で集客等を目的とした施設整備をする個人・小規模事業者。 ・風俗営業を営んでいない者。 ・日本標準産業分類に規定する中分類 93 政治・経済・文化団体及び中分類94 宗教に該当しない事業を営む者。 ・フランチャイズチェーン及びレギュラーチェーンに該当しない事業を営む者。 ・町税等に未納の徴収金がない者。 <p>○対象事業</p> <p>町内の事業所等の新築、増築、改築、修繕等を行う 30 万円以上の工事で、かつ、町内に本社等により営業している法人や町内で事業を営む個人事業者(住民登録のある個人)に依頼して行うもの。</p> <p>事業所等の改修工事に附帯して購入する備品で、10 万円以上のもの</p>		<p>創業・重点事業： 工事 2/3 備品購入費 1/3。</p> <p>上記以外： 工事費 1/2 備品購入費 1/3。</p> <p>○限度額(備品購入費含む) 創業・重点事業：100 万円。 上記以外：50 万円。</p> <p>○補助金交付の制限： 過去 5 年以内に補助金を交付された事業所等又はこれに関連する事業所等に対する施設整備でないもの。</p>	<p>次のいずれかの事業</p> <p>①町内で事業を営んでいる小規模事業者が飲食店、小売業(無店舗小売業を除く)、宿泊業又は娯楽業を開始するため、既存の事業所等以外に新たに施設整備をする場合。</p> <p>②町内で事業を営んでいない小規模事業者が新たに町内において事業を開始するための施設整備をする場合。</p>
七宗町	<p>◆七宗町創業支援事業補助金</p> <p>○対象町内で創業又は従業員の居住する寮を整備する小規模企業者。</p> <p>※同一事業者に対する補助金の総額は 100 万円を限度とする。</p>	<p>○事業所賃借支援事業 補助：1/2。(限度額 月額 5 万円。) 補助対象期間：創業の日から 12 ヶ月以内。</p>	<p>○事業所開設支援事業 補助率：1/2。(限度額 100 万円。) 補助対象期間 事業開始日から創業の日。</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
			○従業員用寮整備支援事業 補助額:当該固定資産税額 補助対象期間:従業員の 入居があった年度から2 年以内。	
八百津町				※制度なし。
白川町 【問合せ】 企画課商工観光係 0574-72-1311	◆白川町創業支援事業補助金 ○対象者 町内で創業を目指す小規模企業者 ① 事業者開設支援 事業の創業に必要な、用地購入、店舗・事務所の建設及び改修、備品購入等に要する経費の 1/2。(限度額1,000 千円。) ② 事業所賃貸支援 事業の創業に必要な、店舗・事務所の借り上げに要する経費の 1/2。(月額3 万円を上限 1年間のみ。) ただし、三親等以内の賃貸費は対象としない。	○補助率:1/2 以内。 ○限度額:36 万円/年。 ○期 間:12 ヶ月以内。 ○その他:1回を限度。	○補助率:1/2 以内。 ○限度:100 万円。 ○その他:1回を限度。	
東白川村	◆東白川村商工業新規開業支援補助金 ○対象者 1) 村内で新たに商工業を開業する個人で商工会に加入したもの 2) 村内で新たに商工業の支店又は営業所を開業し、商工会に加入した個人もしくは企業		○補助額 新規商工業の開設に要した額の2分1以内の額。上限100万円。	
御嵩町	◆御嵩町空家家財道具等処分費補助金			

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
【問合せ】 企画課企画調整係 0574-67-2111	○補助対象者 (下記のいずれにも該当するもの。) (1)登録物件の所有者等で、補助金の交付を受けた後も引続き2年以上空き家バンクに登録する意思があるもの (2)町税等を滞納していない者 (3)御嵩町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しない者		家財道具等の処分等に要する経費 ○補助率:1/2 以内。 ○限度:10 万円。	
白川村 【問合せ】 観光振興課 産業振興係 05769-6-1311	◆白川村起業者支援事業補助金 ○対象者 村の地域資源を活用した特産品の製造、飲食、販売及びサービスを行う施設、または、村民の為に利便性があり、より豊かな生活環境を提供する施設等の整備を行う村内の企業・団体・個人。	○補助対象経費:(1)工場、店舗棟新增改築工事費、(2)設備費、(3)備品購入費、(4)人件費、家賃、光熱水費など運営に係る諸経費、(5)その他。 ○補助率:補助限度額:100%以内、上限 300 万円 ○その他:原則、単年度事業で年間1団体もしくは個人。審査会により補助額を算定。		